令和８年度政策評価の事前分析表の一部変更について

「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和８年７月21日閣議決定）において、「財政運営の目標については、『責任ある積極財政』の考え方に立脚したものとし、『強い経済』の実現と『財政の持続可能性』を両立する観点から、国・地方の総債務残高対ＧＤＰ比の安定的低下を中核に位置付ける。」等とされたことを受け、令和８年度財務省政策評価実施計画及び政策評価の事前分析表について所要の変更を行います。

令和８年10月
財　務　省

令和８年度政策評価の事前分析表について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野の全てについて、あらかじめ目標を設定し、政策評価を行っています。政策評価法では政策評価を実施する場合に実施計画を定めることとされていることから、財務省では、評価対象年度の開始までに実施計画を策定しています。これと併せて、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、評価対象となる政策の目標ごとに毎年度、事前分析表を作成し、公表しています。

ガイドラインに基づく目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、要するコストとともに、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効とされています。

これらの趣旨を踏まえ、令和８年度政策評価の事前分析表は、総合目標（６目標）及び政策目標（24目標。国税庁に係る政策目標（３目標）を除いています。）の30の「政策の目標」について、作成しています。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和８年３月
財　務　省

財務省の「政策の目標」の体系図（令和８年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標１）

「責任ある積極財政」の考え方の下、「経済財政運営と改革の基本方針2026」に沿って予算編成改革を進める。国・地方の総債務残高対ＧＤＰ比を安定的に引き下げていくとともに、プライマリーバランスは債務残高対ＧＤＰ比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する。こうした取組等を通じて、市場の信認を確保し、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現する。併せて、全世代型社会保障の構築を推進する。

税制（総合目標２）

「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理（総合目標３）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標４）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標５）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。また、日本企業の海外展開支援や国の経済安全保障上重要な取組を推進する。

財政・経済運営（総合目標６）

総合目標１から５の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、「強い経済」と「財政の持続可能性」の一体的な実現に取り組み、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保（政策目標１）

1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
1-2 必要な歳入の確保
1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標２）

2-1 物価高への対応や「強い経済」の実現等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
2-3 酒類業の健全な発達の促進
2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標３）

3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
3-2 財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標４）

4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標５）

5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標６）

6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた取組の推進
6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
6-3 日本企業の海外展開支援及び国の経済安全保障上重要な取組の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
8-1 地震再保険事業の健全な運営
9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保